

令和7年11月27日開催

令和7年

第11回

函館市農業委員会総会

議事録

函館市農業委員会

令和7年第11回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年11月27日(木) 開会 14:00 閉会 14:30

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

議長	立 藏 義 春	6 番	山 田 美代子
1 番	川 村 稔	7 番	近 江 政 夫
3 番	佐 藤 勉	8 番	菅 原 秀 樹
5 番	八 戸 千 修	9 番	西 浦 克 彦

以上8名

4 事務局出席者

局長	鹿 磯 純 志	主 査	奥 野 秀 光
局次長	吉 田 浩 樹	主任主事	川 口 葵 衣
農地課長	石 岡 正 直		

以上5名

5 付議事項

議案第1号 土地の現況証明書の交付について
議案第2号 農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第5号 函館農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について
報告第1号 会長の専決処分の報告について(土地の現況証明書の交付について)

14:00開会

議長（立藏会長）

本日の欠席委員について、4番大槻委員が欠席しております。
ただいまより、令和7年第11回農業委員会総会を開会いたします。
まずはじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。
委員ならびに事務局職員はご起立願います。
函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

ご着席願います。

続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案5件、報告1件、計6件となっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日の日程に進みます。

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、5番八戸委員、6番山田委員、両名を指名いたします。

よろしくお願いたします。

次に、日程第2、議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の3ページをお開き願います。

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。

本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が2件あったことから、審議を求めるものでございます。

4ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1筆3千499平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

記載の3名の農業委員にて、11月20日に現地調査を行っており、このページの下段が箇所図となっております。

5ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1筆3千599平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でござ

います。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、現況確認のためでございます。

記載の3名の農業委員にて、11月20日に現地調査を行っており、このページの下段が箇所図となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思えます。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員からご報告願います。

9番（西浦委員）

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」の現地調査結果ですが、この案件について、大槻委員、近江委員と私の3名と、事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請地は、耕作によらず雑草が繁茂した雑種地状態でありました。

番号2について、申請地は、耕作によらず雑草が繁茂し、灌木類が育成した原野状態でありました。

以上、議案第1号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、各件について願出のとおり証明することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております、議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件について、願出のとおり証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、願出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の6ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第18条第6項の規定により、1件の合意解約通知書の提出があったので、その解約の成立状況について、審議を求めるものでございます。

7ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、2筆合計1万1千91平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容につきましては、平成25年6月28日付け農地法第3条許可による賃貸借で、解約申入日、合意解約日、土地の引渡日は令和7年9月30日となっております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思っております。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員から、ご報告願います。

9番（西浦委員）

議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、事務局から説明を受け、合意解約における要件について、資料等を確認、現地調査を実施し、検討した結果、合意解約日から農地の引渡し期限が6ヵ月以内であるなど、通知内容について、特に問題となる点はないものと判断いたしました。

以上、議案第2号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立蔵会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、合意内容が真正なもので、要件を満たしているかどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、「合意解約の要件を満たしており、賃貸借の解約が成立している」と認めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、日程第4、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の8ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第5条の規定により、農地転用許可申請書の提出が1件あったことから、審議を求めるものでございます。

9ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1筆8千533平方メートル、農地区分は第2種農地で、函館市地域計画は区域外、権利の内容は所有権、計画内容は資材置場としての使用となっております、所有者および転用者の住所・氏名は、記載のとおりでございます。

転用理由についてですが、転用者は、事業拡大に伴い、搬入資材が増加し、資材置場を拡大する必要が生じましたが、農地以外の隣接地に打診しましたが断られたため、立地条件および敷地面積などを検討した結果、当該申請地以外の土地を確保できなかったことから、申請地を転用するものでございます。

なお、このページの下段が箇所図、10ページが調査書となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思えます。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員から、ご報告願います。

9番（西浦委員）

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」番号1に係る現地調査結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請書に基づき、周辺の農地の状況や現地を確認し、申請内容について事務局から説明を受けました。

申請内容は、資材置場としての転用許可申請であり、当該農地は、JR桔梗駅の南西約1.5キロメートルに位置し、道路を挟み東西が資材置場となっており、北側は市道に囲まれた、おおむね10ヘクタール未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断し、ほかに代替地も認められず、立地基準および転用面積等の一般基準について、調査委員3名が確認、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、「許可相当と認める」との意見を付し、申請書のとおり北海道へ報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、許可相当として報告することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の11ページをお開き願います。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案2件について、審議を求めるものでございます。

この促進計画でございますが、ひとつの案件につき、出し手から機構、機構から受け手の2つの計画を作成することになることから、「番号1と番号2」を、一括してご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

番号1および番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、1筆6千333平方メートル、権利を設定する者、受ける者は、記載のとおりで、権利の種類は、賃借権でございます。

利用目的は田、権利の設定期間、借賃の金額は、記載のとおりとなっております。

なお、13ページが箇所図、ページの下段が調査書となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思っております。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員から、ご報告願います。

9番（西浦委員）

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」番号1および番号2に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1および番号2について農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく判断基準について、申請書に基づき、農地の効率的な利用、農作業に常時従事する者に関し、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点はないものと判断いたしました。

以上、議案第4号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立蔵会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件の計画内容についてご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、適正な計画と認め、原案について意見無しと決定すること、また北海道農業公社からの認可申請に対する認可、その後の速やかな公告についてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり意見無しとし、認可およびその後の速やかな公告について決定することといたします。

次に、日程第6、議案第5号「函館農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の14ページをお開き願います。

議案第5号「函館農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づく計画変更について、函館市長から意見を求められたため、審議を求めるものでございます。

15ページをお開き願います。

土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は1千960平方メートルのうち、988.61平方メートル、函館市地域計画は区域外、函館農業振興地域整備計画は農用地区域であり、所有者、申出者は記載のとおりでございます。

申出の理由についてですが、数年前から自己所有農地を耕作するため、一定期間、居住地と農地を行き来しており、所有農地に近接する申出地に農業に専念するための農家住宅を建設するためのものでございます。

その申出地が、函館農業振興地域整備計画に規定する農用地区域にあるため、当該申出地を同区域から除外することについて、審議を求めるものでございます。

なお、下段が箇所図、16ページが農用地区域から除外するための要件を示した調査書となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思えます。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員から、ご報告願います。

9番（西浦委員）

議案第5号「函館農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について」番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、当該地を農用地区域から除外するための要件が示されており、その要件について、調査員全員が現地を確認し、判断できる範囲で検討した結果、調査書のとおり、すべての要件を満たしており、特に問題となる点はないものと判断いたしました。

以上、議案第5号の調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画の変更内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第5号「函館農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、適正な計画の変更と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、変更を認めることに決定いたしました。

次に、日程第7、報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の17ページをお開き願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が5件あったことから、「函館市農業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

18ページをお開き願います。

このページの番号1から22ページの番号5まで、市街化区域3件、市街化調整区域1件、区域外1件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

最後に、その他ですが、5点お話がございます。

1点目ですが、会長の会議出席報告です。

「令和7年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会」が、11月17日月曜日、北斗市農業振興センターにおいて開催され、私を含む農業委員3名、推進委員4名、事務局2名が参加いたしました。

2点目ですが、「農地パトロール調査」についてでございます。

12月の農地パトロール調査は、12月1日月曜日、旧亀田地区において推進委員により実施いたします。

なお、調査委員には、金澤推進委員、松岡推進委員、山口推進委員、以上3名を指名しております。

3点目ですが、次回の総会は、令和7年12月18日木曜日午後4時から、市役所8階大会議室において、開催いたします。

また、議案の締切日は、農地バンク関連は、既に過ぎておりますが、11月21日金曜日、農地法関連は、12月1日水曜日となっております。

4点目ですが、次回総会の現地調査日は、12月11日木曜日午後1時からとなります。

それでは、12月の現地調査委員を指名いたします。

1番川村委員、3番佐藤委員、4番大槻委員、以上3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしく願いいたします。

5点目ですが、令和7年第3回農業委員・推進委員合同会議を12月18日木曜日農業委員会総会終了後、午後4時30分から大会議室において開催いたします。

私からは、以上ですが、他に各委員から何かご発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会 14:30

以上，会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議 長 立 藏 義 春

署 名 委 員 八 戸 千 修

署 名 委 員 山 田 美 代 子